

三重県公報

号 外
昭和38年7月21日
日 曜 日

目 次

- 規 則**
- 三重県行政組織規程の一部を改正する規則 (人 事 課) 1
- 訓 令**
- 三重県庁中事務決裁規程の一部改正 (人 事 課) 10

規 則

●三重県規則第三十二号

三重県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十八年七月二十一日

三重県知事 田 中 寛

三重県行政組織規程の一部を改正する規則

三重県行政組織規程(昭和三十二年三重県規則第五十号)の一部を次のよ
うに改正する。

目次第二章中第三節を次のように改める。

第三節 出納局(第八条・第八条の二)

目次第二章第五節第四款中「出納室事務分掌」を「出納局事務分掌」に改め
る。

第五条第一項第一号総務課の項中「学事外事係」を「学事係、外事係、事務
促進係」に改め、同項の次に次の項を加える。

企 画 課 調整係、企画第一係、企画第二係、企画第三係、調査係

第五条第一項第一号人事課の項中「人事第二係、人事第三係」を「人事係、
給与係、」に改める。

第五条第一項第二号厚生課の項中「経理係、」を「経理係、企画調査係、」
に、「調査係、」を削り、同項同号婦人児童課の項中「母子福祉係」を「母子
福祉係、青少年係」に改める。

第五条第一項第四号商工振興課の項を次のように改める。

中小企業課 管理係、商業係、団体係、金融係、技術係

工 業 課 誘致係、調査係、産業公営係

第五条第一項第四号経営指導課の項の次に次の項を加える。

観 光 課 調 査 係、整 備 係、誘 致 係

第五 条 第 一 項 第 五 号 中 農 政 課 及 び 農 林 計 画 課 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

農 政 課 管 理 係、経 理 係、企 画 係、農 業 構 造 改 善 係、経 営 係、調 査 係
農 林 経 済 課 農 村 振 興 係、金 融 係、団 体 指 導 係、檢 査 係、農 業 共 済 係、食 糧 係

第五 条 第 一 項 第 五 号 並 び 農 産 課 の 項 中 「特 産 係」を 「特 産 係、茶 業 係」に 改 め、同 項 同 号 開 発 拓 殖 課 の 項 中 「特 別 会 計 係、」を 「特 別 会 計 係、農 地 係、」に 改 め、同 項 同 号 林 務 課 の 項 中 「林 業 経 営 係」を 「森 林 計 画 係」に、「林 産 原 有 林 係、普 及 指 導 係」を 「県 有 林 野 政 係、普 及 林 産 係」に 改 め る。

第五 条 第 一 項 第 六 号 道 路 課 の 項 中 「管 理 係、」を 「管 理 係、調 査 係、」に 改 め、同 項 同 号 建 築 課 の 項 中 「住 宅 管 理 係、」を 「住 宅 管 理 係、宅 地 係、」に 改 め る。

第七 条 中 第 一 項 を 削 り、第 二 項 及 び 第 三 項 を 一 号 ず つ 繰 り 上 げ、第 四 項 を 削 り、第 五 項 を 第 三 項 と し、同 項 の 次 に 次 の 一 項 を 加 え る。

4 公 害 の 防 止、紛 争 の 解 決 等 に 関 す る 基 本 的 な 対 策 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る 事 務 を 分 掌 さ せ る た め、部 外 に 公 害 対 策 室 を 設 け、下 欄 に 掲 げ る 係 を 置 く。

公 害 対 策 室 水 質 保 全 係、大 気 汚 染 係

第二 章 第 三 節 を 次 の よ う に 改 め る。

第 三 節 出 納 局

(出 納 局 設 置)

第八 条 物 品 の 調 達 及 び 給 与 の 支 払 に 関 す る 事 務 並 び に 出 納 長 の 権 限 に 属 す る 事 務 を 補 助 執 行 さ せ る た め、部 外 に 出 納 局 を 設 置 す る。

(出 納 局 の 分 課 及 び 係 設 置)

第八 条 の 二 出 納 局 に 次 の 上 欄 に 掲 げ る 課 を 設 け、課 の 事 務 を 分 掌 さ せ る た め、下 欄 に 掲 げ る 係 を 置 く。

管 理 課 管 理 係、檢 査 係、調 達 係、用 品 係、給 与 係

出 納 課 審 査 係、支 出 係、決 算 係、国 費 係

第十二 条 総 務 課 の 項 第 十 五 号 を 第 十 六 号 と し、第 十 三 号 及 び 第 十 四 号 を 一 号 ず つ 繰 り 下 げ、第 十 二 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

十三 事 務 能 率 に 関 す る 事 務。

第十二 条 総 務 課 の 項 の 次 に 次 の 項 を 加 え る。

企 画 課

一 行 政 の 総 合 企 画 及 び 調 整 に 関 す る 事 務。

二 総 合 開 発 計 画 に 関 す る 事 務。

三 離 島 振 興 に 関 す る 事 務。

四 全 国 知 事 会 に 関 す る 事 務。

五 部 長 会 議 に 関 す る 事 務。

六 企 業 庁 の 経 営 の 基 本 計 画 に 関 す る 事 務。

七 開 発 公 社 に 関 す る 事 務。

八 県 行 政 諸 施 策 の 執 行 状 況 の 管 理 に 関 す る 事 務。

第十三 条 厚生 課 の 項 中 第 二 十 四 号 を 第 二 十 五 号 と し、第 二 十 三 号 を 第 二 十 四 号 と し、第 二 十 二 号 を 次 の よ う に 改 め る。

二十三 戦 没 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 支 給 法 (昭 和 二 十 八 年 法 律 第 六 十 一 号) の 事 務 に 関 す る 事 務。

第十三 条 厚生 課 の 項 中 第 二 十 一 号 を 第 二 十 二 号 と し、第 三 号 从 第 十 号 まで 一 号 ず つ 繰 り 下 げ、第 二 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

三 民 生 行 政 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る 事 務。

第十三 条 同 和 対 策 室 の 項 第 四 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

五 環 境 改 善 事 業 に 関 す る 事 務。

第十四 条 兼 事 環 境 衛 生 課 の 項 第 二 十 号 を 次 の よ う に 改 め る。

二十 公 害 の 防 止 の た め に 必 要 な 調 査 に 関 す る 事 務。

第十五 条 商 工 振 興 課 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

中 小 企 業 課

一 部 内 職 員 の 身 分 取 扱 に 関 す る 事 務。

二 部 内 予 算 経 理 及 び 決 算 に 関 す る 事 務。

三 商 工 業 及 び 買 易 の 振 興 に 関 す る 事 務。

四 物 産 の あ つ 旋 及 び 販 路 拡 張 に 関 す る 事 務。

五 貸 金 業 に 関 す る 事 務。

六 地 代 家 賃 の 統 制 に 関 す る 事 務。

七 商 工 関 係 公 益 法 人 の 設 立 許 可 及 び 指 導 監 督 に 関 す る 事 務。

八 中 小 企 業 金 融 対 策 の 運 営 指 導 及 び 融 資 あ つ 旋 に 関 す る 事 務。

九 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 法 (昭 和 三 十 一 年 法 律 第 百 十 五 号) の 統 括 運 用 及 び 協 同 組 合 等 共 同 施 設 設 置 費 の 貸 付 に 関 す る 事 務。

十 中 小 企 業 等 協 同 組 合 法 (昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 八 十 一 号) の 施 行 に 関 す る 事 務。

十一 中 小 企 業 団 体 の 組 織 に 関 す る 法 律 (昭 和 三 十 二 年 法 律 第 百 八 十 五 号) の 施 行 に 関 す る 事 務。

十二 商 工 会 の 組 織 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 三 十 五 年 法 律 第 八 十 九 号) の 施 行 に 関 す る 事 務。

十三 商 工 会 議 所 法 (昭 和 二 十 八 年 法 律 第 百 四 十 三 号) の 施 行 に 関 す る 事 務。

十四 協 同 組 合 に よ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 (昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 八 十 三 号) の 施 行 に 関 す る 事 務。

- 十五 信用保証協会法（昭和三十八年法律第九十六号）の施行に関する
こと。
- 十六 企業合理化促進法（昭和三十七年法律第五号）の施行に関する
こと。
- 十七 自転車競技法（昭和三十二年法律第二百九号）の施行に関する
こと。
- 十八 計量法（昭和三十六年法律第二百七号）の施行に関する
こと。
- 十九 武器等製造法（昭和三十八年法律第四百四十五号）の施行に関する
こと。
- 二十 高圧ガス取締法（昭和三十六年法律第二百四号）の施行に関する
こと。
- 二十一 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十二号）の施行に関する
こと。
- 二十二 火薬類取締法（昭和三十五年法律第四百十九号）の施行に関する
こと。
- 二十三 電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の施行に
関すること。
- 二十四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）の施行に
関すること。
- 二十五 大阪事務所、物産観光東京斡旋所及び計量検定所に関する
こと。
- 二十六 工業試験場、金属試験場、業業試験場及び醸造試験場に関する
こと。
- 二十七 その他部内他課の主管に属しないこと。

工業課

- 一 工場適地調査及び工場誘致に関する
こと。
- 二 工業立地条件基礎調査に関する
こと。
- 三 工業関係情報の収集及び宣伝に関する
こと。
- 四 鉱業法（昭和三十五年法律第二百八十九号）の施行に関する
こと。
- 五 採石法（昭和三十五年法律第二百九十一号）の施行に関する
こと。
- 六 工業用水法（昭和三十一年法律第四百四十六号）の施行に関する
こと。
- 七 電気及びガス事業者の土地立入許可に関する
こと。
- 八 工場排水等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第八十二号）の
施行に関する
こと。
- 九 ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十六号）
に基づくばい煙発生施設の規制等に関する
こと。
- 十 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の施行

に関する
こと。

第十五条経営指導課の項の次に次の項を加える。

観光課

- 一 観光資源の開発及び観光事業資金の導入に関する
こと。
- 二 観光施設の整備及び観光宣伝誘致に関する
こと。
- 三 観光統計及び観光調査に関する
こと。
- 四 自然公園に関する
こと。
- 五 通訳案内業法（昭和三十四年法律第二百十号）の施行に関する
こと。
- 六 旅行あつ旋業法（昭和三十七年法律第二百三十九号）の施行に
関すること。
- 七 観光事業者及び観光事業団体の育成指導に関する
こと。
- 八 観光物産の研究指導に関する
こと。
- 九 その他観光に関する
こと。

第十六条農政課及び農林計画課の項を次のように改める。

農政課

- 一 部内職員の身分取扱に関する
こと。
- 二 部内予算経理及び決算に関する
こと。
- 三 農林水産行政の企画及び調整に関する
こと。
- 四 農林水産業振興の総合計画に関する
こと。
- 五 農林水産業の基本調査に関する
こと。
- 六 農業構造改善促進対策事業に関する
こと。
- 七 農林水産業の機械化の推進及び経営の改善に関する
こと。
- 八 農林水産業に係る予測事業に関する
こと。
- 九 農林水産業の災害対策に関する
こと。
- 十 農林水産広報に関する
こと。
- 十一 農業事務所に関する
こと。
- 十二 その他部内他課の主管に属しない
こと。

農林経済課

- 一 農業会議及び農業委員会に関する
こと。
- 二 農林水産金融の調整に関する
こと。
- 三 農林金融（他課の主管に属するものを除く。）に関する
こと。
- 四 農業協同組合法（昭和三十二年法律第三百三十二号）の施行に
関すること。
- 五 農業災害補償法（昭和三十二年法律第八十五号）の施行に
関すること。
- 六 農林水産業団体の指導及び検査の連絡調整に関する
こと。

- 七 米穀の集荷及び配給に関する事。
- 八 米穀の販売業者、米飯提供業者及び食品加工業者に関する事。
- 九 農山漁村電気導入促進事業に関する事。
- 十 協同組合講習所に関する事。

第十六条畜糸農産課の項第六号中「増産対策」を「生産」に改め、同条同項第十一号から第十三号を次のように改める。

- 十一 肥料及び農業の取締に関する事。
- 十二 園芸作物、茶、特産物及び特殊農作物の生産、流通及び消費の増進改善並びに調整に関する事。

第十六条畜糸農産課の項第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

- 第十六条畜産課の項第六号を次のように改める。
- 六 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善並びに調整に関する事。

第十六条開発拓植課の項を次のように改める。

- 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づき農地及び未墾地の調整に関する事。
- 二 農地及び未墾地の買収並びに売渡に関する事。
- 三 農地及び未墾地の対価の支払並びに徴収に関する事。
- 四 国有農地の管理及び処分に関する事。
- 五 開拓財産並びに開墾建設事業による土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- 六 開拓地の経営指導に関する事。
- 七 開拓者の金融に関する事。
- 八 開拓パイロット事業及び農地造成事業に関する事。
- 九 下拓事業に関する事。
- 十 開墾建設事業に関する事。
- 十一 開拓地改良事業に関する事。
- 十二 農地造成の金融に関する事。
- 十三 入植及び海外移住に関する事。
- 十四 その他農地の開発及び拓植に関する事。

第十六条耕地課の項第七号を次のように改める。

- 七 農地の集団化及び換地処分にに関する事。

第十八条中第一項を削り、第二項及び第三項を一号ずつ繰り上げ、第四項を削り、第五項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 公害対策室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 公害の防止に関する基本的な対策の企画及び調整に関する事。

- 二 公害に関する苦情の相談及び紛争の仲介に関する事。
 - 三 公共用水域の水質の保全に関する事。
 - 四 ばい煙の排出の規制等に関する法律に基づき指定地域及び排出基準に関する事。
 - 五 その他公害に関し関係機関との連絡調整に関する事。
- 第二章第五節第四款を次のように改める。

第四款 出納局事務分掌

(出納局各課の分掌事務)

第十九条 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 管 理 課
 - 一 局内職員の身分取扱に関する事。
 - 二 局内予算経理及び決算に関する事。
 - 三 物品の売買、貸借及び修繕その他諸契約に関する事。
 - 四 物品の出納保管に関する事。
 - 五 用度事業特別会計の運営に関する事。
 - 六 自動車の管理に関する事。
 - 七 会計検査及び出納事務の指導に関する事。
 - 八 県費に属する給与及び旅費の支払事務に関する事。
 - 九 その他局内他課の主管に属しないこと。

出 納 課

- 一 収入及び支出の出納に関する事。
- 二 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- 三 決算の調整及び報告に関する事。
- 四 支出負担行為の確認に関する事。
- 五 県金庫に関する事。
- 六 国費に属する支出負担行為の確認及び支出に関する事。
- 七 国の債権管理及び歳入徴収に関する事。

第二十二条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第一項に定めるもののほか、出納局に局長を置き、その職の職務は、上司の命を受けて局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第二十二条中第八項及び第九項を削り、第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第一項に定めるもののほか、衛生部医務課に主幹を置き、その職の職務は、上司の命を受けて共同保健計画に関する事務を従事する。

第二十二条中第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項に定めるもののほか、総務部総務課に主幹を置き、その職の職務は、上司の命を受けて事務能率に関する事務に従事する。

第二十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に定めるもののほか、総務部に企画主監を置き、その職の職務は、上司の命を受けて県政の企画に関する特定事務に従事する。

第二十四条中「第二十二條第七項及び第十一項」を「第二十二條第十項及び第十三項」に改める。

第二十九条中「第二十二條第十一項」を「第二十二條第十三項」に改める。

第六十八条宮川用水課の項「宮川用水係（伊勢耕地事務所に限る。）」を「宮川用水指導係（伊勢耕地事務所に限る。）」に改め、同条業務課の項中「

工事係」を「工事係、開墾建設係」に改める。

第七十六条工務課の項中「工務第二係、」を「工務第二係、道路維持係、」に改める。

第八十五条衛生課の項中「衛生係（久居、志摩、尾鷲及び熊野保健所に限る。）」を「衛生係（久居、志摩、尾鷲及び熊野保健所に限る。）、公害係（四日市保健所に限る。）」に改める。

第一百五十四条第三項医療部の志摩病院の項中「放射線科」を「放射線科、臨床検査科」に改める。

第一百七十六条第一号三重県私立学校審議会の項主管部局の欄中「総務部地方課」を「総務部総務課」に、同条同号三重県地代家賃審査会の項主管部局の欄中「商工労働部商工振興課」を「商工労働部中小企業課」に、同条同号三重県農業共済保険審査会の項主管部局の欄中「農政課」を「農林経済課」に、同条

第二号三重県総合開発審議会の項主管部局の欄中「総合開発本部」を「総務部企画課」に、同条同号三重県新市町村建設促進審議会の項主管部局の欄中「総合開発本部」を「商工労働部工業課」に、同条同号三重県中小企業調停審議会の項主管部局の欄中「商工労働部商工振興課」を「中小企業課」に、同条同号三重県立自然公園審議会及び三重県観光事業推進審議会の項主管部局の欄中「総合開発本部」を「観光課」に、同条同号三重県農林漁業基本対策審議会の項主管部局の欄中「農林計画課」を「農政課」に改める。

第一百七十七条中三重県条規調査委員会の項を次のように改める。

三重県法令 審査会	三重県法令 審査会 （昭和三十三年三月 四号）第一条	条例、規則その他知事の 命じた事項等の審査に関 すること。	総務部 総務課
--------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------

第一百七十七条三重県農業改良資金審査委員会の項主管部局の欄及び三重県日

作農維持創設資金貸付適格審査委員会の項主管部局の欄中「農林計画課」を「農林経済課」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十八条及び第七十六条の改正規定は、昭和三十八年八月一日から施行する。

2 この規則施行の日の前日において現に次の上欄に掲げる部課又は室の長である者、課長補佐又は室長補佐若しくは係長である者及びそれに勤務又は兼務する者は、別に辞令を発せられないときは、この規則施行の日をもつてそれぞれ下欄に掲げる部課又は室の長、課長補佐又は室長補佐若しくは係長に補せられ又は命ぜられ若しくはそれに勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

商工労働部商工振興課	商工労働部中小企業課
農林水産部農林計画課	農林水産部農政課
出納室	出納局管理課
考査室	総務部総務課

3 三重県中小企業調停審議会規則（昭和三十四年三重県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工労働部商工振興課」を「商工労働部中小企業課」に改める。

4 三重県会計規則（昭和二十六年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条、第三十七条及び第四十一条中「総務部庶務課」を「総務部財政課」に改める。

5 三重県用度事業特別会計運営規則（昭和三十四年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「出納室長」を「出納局管理課長（以下「管理課長」という。）」に、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十五条第三項中「出納室長」を「管理課長」に改める。

6 三重県工場誘致条例施行規則（昭和三十一年三重県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「総合開発本部」を「商工労働部工業課」に改める。

7 三重県公印規則（昭和三十三年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「各部印」を「各部（局を含む。以下同じ。）印」に、「各課（室を含む。以下同じ。）印」を「各課（室及び所を含む。以下同じ。）印」に改め、同条第二号中「各部長印」を「各部長（局長を含む。以下同じ。）印

「に、リ課長(室長及び本庁内部部局におかれる次長を含む。以下同じ。)印」を「リ課長(室長及び所長を含む。以下同じ。)印」に改める。

別表中「農政課」を「農林経済課」に、「出納室」を「出納局管理課」に改め、同表職印の部の参事印の項中「四日市地方連絡室」を「上野地方連絡室」

に改める。

総合開発本部	出納室	県庁舎建設事務所	各地方連絡室
出納室	県庁舎建設事務所	各地方連絡室	各地方連絡室
各地方連絡室	各地方連絡室	各地方連絡室	各地方連絡室

8 公立学校教員採用選考手数料徴収条例施行規則(昭和三十年三重県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第七条中「出納室」を「出納局管理課」に改める。

9 三重県財政事情の作成及び公表についての条例施行規則(昭和二十三年三重県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「出納室」を「出納局」に改める。

訓 令

●三重県訓令第15号

庁 中 一 般

三重県庁中事務決裁規程の一部を次のように改正する。

昭和38年7月21日 三重県知事 田 中 覚

第4条中「総合開発本部長」を「局長」に改め、「総合開発本部長」を削る。

第5条第2項中「部」を「部(局を含む。以下同じ。)」に改める。

第10条第2項を削る。

第11条第2項中「総合開発本部長」を「局長」に改める。

第12条第2項中「知事の指定する出納員」を「主務課長」に改める。

第13条第1項中「及び総合開発本部長」を削る。

第14条中「、総合開発本部主幹」を削る。

別表総務課の欄の次に次の欄を加える。

企画課	1 県政全般にわたる企画及び調査	1 行政の企画及び調査に関する資料の収集
-----	------------------	----------------------

別表部長又は知事の指定する吏員の項厚生課の欄中第31号の次に次の1号を

加える。

32 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利の裁定

別表部長又は知事の指定する吏員の項商工振興課の欄中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号から第30号までを2号ずつ繰り上げ、同欄を中小企業課に改め、同欄の次に次の欄を加える。

工業課	1 工業開発に関する調査及び推進 2 鉱業権設定協議に要する調査 3 電気並びに瓦斯施設による土地立入許可
-----	---

別表経営指導課の欄の次に次の欄を加える。

観光課	1 観光宣伝業務の運営 2 観光諸団体の指導育成 3 旅行あつ旋業法によるあつ旋業者の登録 4 国際観光統計調査規則による事業所指定 5 国立公園管理員の指導監督 6 国立公園、県立公園地域内における作業行為の許可及び届出に対する制限 7 観光事業に関する道路、河川、堤防等の敷地とすべき土地の寄附
-----	---

別表農政課及び農林計画課の欄を次のように改める。

農政課	1 農林漁業地域の指定 2 農村振興計画の承認	1 農村振興事業の指導監督 2 農村振興計画の承認
農林経済課	1 市町村の共済事業の実施及び廃止の認可 2 市町村の共済事業実施に関する条例変更の認可 3 市町村の共済事業実施区域の変更の認可 4 農業共済保険審査会の運営	1 市町村農業委員会の指導監督 2 農業協同組合の指導監督及び検査 3 農業共済団体の指導監督 4 米穀の集荷及び配給に関する事務 5 災害融資枠の決定 6 農林漁業金融公庫貸付調査委員事項 7 自作農維持創設資金の借入適格者の認定

別表部長又は知事の指定する吏員の項開発拓植課の欄第1号中「未墾地等」を「農地等」に改め、同項同欄第22号を第27号とし、第9号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同項同欄第8号中「(未墾地附带施設等)」を削り、同号を同項同欄第13号とし、同項同欄第3号から第7号までを5号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の5号を加える。

- 3 小作地又は小作採草放牧地についての所有制限の例外指定
- 4 農地問題に関する不服申立ての裁定
- 5 農地の小作料最高額の許可
- 6 農地等の集団化計画の認可
- 7 農業委員会法による認可、承認及び処分取消についての確認

別表課長の項開発拓植課の欄第2号中「買取又は使用」を「土地等の買取又は使用」に改め、同項同欄第3号中「管理換又は所属換計画書」を「土地等の管理換又は所属換計画書」に改める。

別表総合開発本部の欄を削る。

別表出納室の欄を次のように改める。

管 理 課	1 1件30万円以上 200万円未満の物件の売買、貸借、修繕その他諸契約(工事用を除く。)	1 1件30万円未満の物件の売買、貸借、修繕その他の諸契約(工事用を除く。)
		2 収入証紙及び物品の出納命令
出納課		1 現金の出納命令

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 三重県庁文書規程(昭和35年三重県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「部外の本部長、」、「第9条、第14条及び第21条を除き」及び「部外の本部、」を削る。

第6条第1項第3号中「部外の本部長」を「局長」に、「副出納長」を「出納局管理課長」に、「その部」を「その部(局を含む。以下同じ。)」に改め、「(部外の本部次長を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第2項中「副出納長」を「出納局管理課長」に改める。

第9条第2項中「(室長、所長及び部外の本部次長を含む。以下第14条及び第21条において同じ。)」を削る。

別表中「総務課(総)」を「総務課(総)企画課(企)」に、

「商工振興課(商)経営指導課(経)」を「中小企業課(中)工業課(工)経営指導課(経)観光課(観)」に、

「農林計画課(農計)」を「農林経済課(農経)」に改め、「林業技術普及センター開設準備室(林技)」及び「総合開発本部(総開)」及び「考査室(考)」を削り、

「消防防災課(消)」を「消防防災課(消)公害対策室(公)」に、

「出納室(出)」を「管理課(管理)出納課(出)」に改める。

第13号様式(起案用紙A号)中「副出納長 代理 出納室長 補佐」を「副出納長 管理課長 出納課長」に改める。

補佐に改める。

- 3 文書整理編集保存規程(昭和37年三重県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「出納室の長」を「出納局管理課長(以下「管理課長」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「出納室の長」を「管理課長」に改める。

- 4 県庁構内電話使用規程(昭和36年三重県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「出納室長」を「出納局出納課長」に改める。

第3号様式中「総務部総務課長」を「総務部管財課長」に改める。

- 5 帳票の合理化に関する訓令(昭和37年三重県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「出納室長」を「出納局管理課長」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「考査室長」を「総務課長」に改める。

- 6 三重県事務改善委員会規程(昭和36年三重県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「考査室」を「総務部総務課」に改める。

- 7 川面宮田行農林特産物検査金貸付適格審査委員会規程(昭和三十一年庁訓第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「農林計画課」を「農林経済課」に改める。

第4条第1項中「農林計画課長」を「開発拓植課長」に改める。

- 8 伊勢湾汚水調査対策推進協議会規程(昭和35年三重県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総合開発本部」を「公害対策室」に改める。

9 三重県農業改良資金審査委員会規程(昭和三十一年庁訓第五九一号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「農林計画課」を「農林経済課」に改める。

第3条第2項及び第3項中「農林計画課長」を「農林経済課長」に改める。

10 三重県庁事務職員服務規程(昭和三十三年庁訓第二九三号)の一部を次のように改正する。

第1条中「出納室」を「出納管理課」に改める。

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和38年7月21日印刷発行
津市栄町1丁目(電代86,111)
三重県庁
印刷 三重県印刷所